

記者発表資料
平成21年9月29日
こども青少年局こども家庭課
親子保健担当課長
中西美和子
電話 671-4286

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

妊婦健康診査費用補助券の利用を 市外助産所へ拡大します

本市では、母子ともに安全な出産のために、また妊娠中の健康管理の充実を目的に、妊婦健康診査費用補助券を病院・診療所・市内契約助産所で使用できることとしてきました。

しかし、近年、産科医師の不足等により、分娩を取り扱う医療機関が減少しており、一方では、助産所の役割への期待が高まっています。

そこで、助産所で妊婦健康診査を受ける妊婦の利便性を図るため、横浜市内だけでなく、市外助産所でも受診費用の補助が受けられるよう、拡大します。

1 対象とする助産所

医療法第2条の定めにより設置されている助産所で、次の条件を満たしており、横浜市との契約のある助産所

- (1) 分娩を取り扱っている施設であること
- (2) 医療法施行規則の規定に基づき定める嘱託医及び嘱託する医療機関を届け出ていること
- (3) 妊婦健診を受ける妊婦に対し、嘱託医師及び嘱託医療機関に関する情報及び嘱託医での妊婦健診の回数を概ね5回程度とした健診計画を公開していること

2 適用開始日

平成21年10月1日（木）



※ 対象者の周知について

市ホームページ及び区福祉保健センター母子健康手帳交付窓口でのチラシ配布
各都道府県助産師会への制度拡大のご案内の送付

【横浜市妊婦健康診査事業の概要】

妊娠中の健康を守り、母子ともに安心・安全な出産のためには、妊娠中の定期的な健康診査が必要です。

横浜市では平成 21 年 4 月から、妊婦健康診査費用を補助するため、14 枚の補助券（4,700 円×12 枚、12,000 円×2 枚）をお渡ししています。

＜補助券が利用できる場合＞

1 補助券が利用できる医療機関等

- (1) 横浜市医師会加入の妊婦健診実施医療機関
- (2) 横浜市と契約している助産所・市外妊婦健診実施医療機関

※上記以外の場合、補助券はご利用になれません。

2 補助券のご利用方法

- ・お住まいの区の福祉保健センターに妊娠届を出し、母子健康手帳と補助券の交付を受けましたら、妊娠中のどの回の健診でもご利用になれます。
- ・健診 1 回につき 1 枚ご利用いただけます。
- ・補助券の利用で 1 回につき健診費用総額から 4,700 円または 12,000 円が差し引かれます。
- ・助産所では 4,700 円の補助券のみご利用になれます。

※4,700 円未満、12,000 円未満の時には補助券はご利用になれません。

補助券が利用できなかった場合、必ず領収書を受け取りください

申請により、妊婦健康診査費用の助成を受けられます。
※助産所については必ず横浜市との契約が必要です。

ご注意!

住民票を市外に移された方は、その日以降の受診には補助券を利用したり、健診費用の助成を受けることはできません。